

# 名張市中山間地域所得確保推進業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和3年6月29日

名張市長 亀井利克

## 1. 目的

この実施要領は、令和3年度名張市中山間地域所得確保推進業務の実施にあたり、その委託先を最も優れた企画力、ノウハウ・実績等の技術力、実施にかかるネットワーク、熱意等を持つ者を随意契約締結の候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式により実施するための必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和3年度 名張市中山間地域所得確保推進業務

### (2) 業務内容

別紙「令和3年度中山間地域所得確保推進業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期限

令和4年3月18日

### (4) 委託料上限額

4,925,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に本店（・本拠地）を有する法人（・団体）で、自己所有（リース可）の農産品加工施設（製造ライン）を有し、小ロット、多品目（年間数種類）の生産に対応していること。
- (2) これまでに市内の農産品を活用し、直接、受託を問わず、数アイテム以上の加工品（3、6、12か月等の一定期間の消費期限を持つものを指す。一次加工品を含む）の開発実績のあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再

生手続開始若しくは 再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 入札参加者名簿への登録の有無にかかわらず、本実施要領の公表日から選定委員会でのプレゼンテーション実施日までの間において、名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）別表に定める措置基準に該当しないこと。

#### 4. 実施スケジュール（予定）

実施要領等の公表（市HP）	令和3年6月29日（火）
質問書の受付期間	令和3年6月29日（火）～7月6日（火）
質問への回答（市HP）	令和3年7月9日（金）
参加申込書、提案書等の提出期間	令和3年7月12日（月）～15日（木）
提案者の選定通知	令和3年7月16日（金）
選定委員会開催 プレゼンテーションと審査	令和3年7月21日（水）
審査結果の通知・公表	令和3年7月26日（月）
契約内容の協議	令和3年7月26日（月）～27日（火）
見積書の提出	令和3年7月30日（金）
業務委託契約の締結	令和3年8月2日（月）

#### 5. 質問に関する事項

##### (1) 質問方法

別紙様式により、市農林資源室までメールまたはファックスによる。電話、対面による質問は受け付けない。

##### (2) 質問の受付期間

令和3年6月29日（火）～令和3年7月6日（火）

##### (3) 質問に対する回答

令和3年7月9日（金）正午までに市ホームページに掲載

#### 6. 参加申込みに関する事項

##### (1) 提出書類

ア. 参加申込書

イ. 企画提案書（参考様式1）

実施要領7（3）審査項目ア～ケ、及び業務仕様書7. 業務の仕様B.（1）～（4）の内容に沿って、概ね5ページ程度にとりまとめること。

ウ. 見積書

業務仕様書に示す項目ごとの内訳明細を含む

オ. 【団体の場合】代表者の身分（元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）、住民票の写し、印鑑登録証明書（それぞれ、発行後3か月以内のもの）。委任状（代理人を置く場合）、団体の規約、

構成員名簿、総会資料等。

カ. 【法人の場合】 法人登記事項証明書、印鑑証明書（それぞれ、発行後 3 か月以内のもの）、委任状（代理人を置く場合）、会社概要及び財務状況関係書類（所在地、資本金、事業内容、社歴、過去 3 年間の財務状況等が確認できるもの）。

キ. 業務実施体制（参考様式 2）

ク. 業務工程表（参考様式 3）

(2) 提出部数

8 部

(3) 提出先

市農林資源室へ持参又は書留郵便

(4) 提出期限

令和 3 年 7 月 1 5 日（木）午後 3 時まで必着

(5) 市農林資源室は、参加資格要件等に基づき提出書類の審査を行い、後日開催するプレゼンテーション審査における提案者を選定し、通知するものとする。

## 7. プレゼンテーション審査について

(1) 実施日

令和 3 年 7 月 2 1 日（水）

(2) 審査の主体

市が設置する名張市中山間地域所得確保推進業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査を行う。

(3) 審査の項目と評価基準

プレゼンテーション審査の項目と評価基準は、別紙「評価基準書」のとおりとする。

ア. 法人・団体の状況

イ. これまでの商品開発と販売の実績

ウ. 市場に関するマーケット調査の具体的手法

エ. 消費動向調査の具体的手法

オ. 市内の生産、加工、流通、販売に関する連携体制と役割分担

カ. 再委託を予定する分野と実施方針

キ. 業務の工程

ク. 業務実施体制

ケ. 見積金額

(4) プレゼンテーションの要領

選定委員会において、提案者が企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを行う。選定委員会の各委員は、評価基準書の項目に基づき審査を行い、評価点を付ける。

・プレゼンテーションの時間は、1 者につき 2 0 分以内とし、その後 3 0 分以内の質疑応答時間を設ける。

・プレゼンテーションの実施者は、法人・団体の代表者または、代表者から委任を受けた

従業員、構成員とする。委託先のコンサル業者等は不可とする。

- ・プレゼンテーションに必要な機器等は、各自準備すること。ただし、パソコン、プロジェクター、スクリーンについては、市において準備する。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することができない。
- ・企画提案書の提出が1者の場合であっても、選定委員会を開催し、提案者によるプレゼンテーションを行う。

#### (6) 最適任者の決定

選定委員会の各委員が付けた評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い提案者を最適任者とし、業務委託の随意契約の候補者とする。ただし、同点数が2者以上ある時は、業務委託料の見積金額が低い提案者を最適任者とする。なお、総合評価点が、満点の2分の1に満たない場合は、選考から除外する。

### 8. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、全提案者に書面で通知すると共に、市ホームページにて公表する。

- ・審査結果の通知・公表予定日：令和3年7月26日（月）

### 9. 契約について

契約の締結に当たっては、候補者の企画提案書等の内容をすべて承認するものではない。本業務仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲で業務仕様書の協議・調整を行い、協議等が整った段階で速やかに契約の締結を行う。協議等が不調となった場合は、次点の候補者と協議等を進めるものとする。

#### (1) 契約締結予定日

令和3年8月2日（月）

#### (2) 契約保証金

契約の締結にあたっては、名張市契約規則（平成11年規則第20号）第35条に基づく契約保証金の納付を免除する（契約金額500万円未満）。

### 10. その他

- (1) 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、審査の実施上必要な場合は、無断、無償で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出期限以降においては、書類の差し替え、追加提出等は不可とする。
- (5) 提出書類の内容に虚偽等の記載があった場合、今回の契約の相手方としての資格を喪失するものとする。
- (6) 審査結果に関しては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）における審査請求の対象外とする。
- (7) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しない。
- (8) 提出された企画提案書等の書類は、「名張市情報公開条例」（平成10年条例第13号）

に基づく情報公開の対象となる（法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。）。

(9) この発注案件は、予算決定前の契約準備行為として実施するものであり、関係予算の議決をもってプレゼンテーション審査の実施及び契約の締結を行うものとする。

1 1. 問い合わせ・書類の提出先

名張市 産業部 農林資源室

〒518-0492

名張市鴻之台1番町1番地

Tel. : 0595-63-7625

Fax : 0595-64-0644

Mail : [nourin@city.nabari.mie.jp](mailto:nourin@city.nabari.mie.jp)

別紙

○評価基準書（選定委員会における審査の項目と評価基準）

	審査の項目	評価基準	配点 (点)
ア	法人・団体の状況	規模、財務状況等について、特に問題はないか。	10
イ	これまでの商品開発と販売の実績	今回の業務に必要とされるものと同等の商品開発や販売能力を有しているか。	10
ウ	市場に関するマーケット調査の手法	市内外の市場に関するマーケット調査の手法が適切で明確なものであるかどうか。	10
エ	消費動向調査の手法	市内の消費動向に関する調査の手法に関して、ターゲットが明確で、食育推進計画等の趣旨に沿っているかどうか。	10
オ	市内の生産、加工、流通、販売に関する連携体制と役割分担	市内の食に関する生産、加工、流通、販売に関する業者との効果的な役割分担のもと、連携が図られているかどうか。	20
カ	再委託を予定する分野と実施方針	再委託を予定する分野に関して、委託先との適切な役割分担と効果的な実施体制がとれているかどうか。	10
キ	業務の工程	業務の遂行にあたり、効果的で無理のない作業工程を組んでいるかどうか。	10
ク	業務実施体制	業務の遂行に必要な技術者・責任者が適切に配置されているか。また、再委託先や連携先も含め、妥当な人員体制となっているかどうか。	10
ケ	見積金額	費用対効果が見合っているかどうか。	10
		評価点	100